

新型インフルエンザ特別措置法及び感染症法改正案、出入国管理及び難民認定法改正案の概要

I. 特措法及び感染症法改正案

※1～5の【感染症法】とされているもの以外は特措法の改正。感染症法改正も新型コロナについてのみの適用。

1. 都道府県による緊急事態宣言発出等の要請

都道府県対策本部長（知事）は、緊急事態宣言の発出・解除・期間延長・区域変更、基本的対処方針の変更を国に要請できる。

2. 国・都道府県・市町村間の連携強化

(1) 都道府県行動計画・市町村行動計画に、都道府県間、市町村間の相互応援の円滑な実施に関する事項を追加。国・都道府県知事・市町村長間において、病床ひっ迫時の対応等のための連携を強化。

(2) 都道府県知事、保健所設置市・特別区の長は、他の知事や市区の長から求められたときは、積極的疫学調査や情報公表に必要な情報の提供を行わなければならない。【感染症法】

(3) 国は、情報提供円滑化のための統一的な体制整備（HER-SYSなど）を行う。【感染症法】

3. 医療・検査体制の強化

(1) 都道府県知事は、軽症者や無症状病原体保有者に対し、ホテル等の「感染防止滞在施設」又は居宅等から外出しないよう要請できる。都道府県知事は必要な施設を確保しなければならない。

(2) 都道府県知事は、緊急事態宣言がなされる前に「臨時の医療施設」を開設できる（従来は緊急事態宣言の後）。

(3) 社会経済活動の円滑化のための検査体制の整備

①都道府県知事は、（感染症法に基づく行政検査とは別に）社会経済活動の円滑化を図るため検査体制の整備に努める。

②国は、検査に必要な医療機器、簡易キット等の研究開発、供給促進のため、財政上・金融上の措置を講ずる。

(4) 国による行政検査、積極的疫学調査等の費用負担

国は、行政検査、積極的疫学調査等に必要な費用を全額負担する。【感染症法】

(5) 国による物資生産・輸入要請

国（指定行政機関の長等）は、マスク等供給不足のおそれがある物資の生産又は輸入を事業者に対し要請することができる。

4. 緊急事態宣言下における立入検査

緊急事態宣言下において、都道府県知事は、休業等の要請に応じているか調査するため、施設に立ち入り検査できる。立入検査を拒み要請に係る措置を講じていない疑いがあるときは、措置を講ずるよう指示ができ、その旨を公表しなければならない。

5. 給付金の支給

(1) 休業事業者への給付金

①都道府県は、緊急事態宣言下における休業等の要請（45条）に応じた事業者に給付金を支給し、国は費用を全額負担する。

②都道府県は、それ以外の休業等の要請（24条）に応じた事業者に給付金を支給できることとし、国は費用を一部負担する（地方負担分については地方債を発行できる）。

(2) 医療従事者等への給付金

国は、医療機関、社会福祉施設等（介護施設、障がい者施設、保育所等）、及びその従事者を支援するための給付金を支給するため財政上の措置を講ずる。

Ⅱ．出入国管理法改正

現行の出入国管理法の上陸拒否事由として5条1項1号で「一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見のある者」が挙げられている。

これらの感染症が「現に流行し、又は流行するおそれのある地域に滞在した者その他の本邦への上陸により病原体が国内に侵入するおそれがあると認められる者」(※)も、上陸拒否事由に追加する。

※このような者について、政府は、5条1項14号の「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当すると解釈している。